

証券コード 1795
(発送日) 2023年12月8日
(電子提供措置の開始日) 2023年12月4日

株 主 各 位

東京都江東区佐賀一丁目9番14号
株 式 会 社 マ サ ル
代表取締役社長 勝 又 健

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.masaru-co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「I R情報」「招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マサル」又は「コード」に当社証券コード「1795」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



株主総会における議決権は、株主の皆様に認められた重要な権利です。**株主総会参考書類をご検討のうえ、可能な限り書面又はインターネットにより、2023年12月25日（月曜日）午後5時30分までに事前の議決権行使をお願い申しあげます。**

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4項及び5項の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区佐賀一丁目9番14号
マサル本社ビル2階
3. 目的事項
報告事項 1. 第68期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

《感染症対策への対応について》

【株主様へのお願い】

ご出席を検討されている株主様は、株主総会開催時点の状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染予防にご配慮いただき、ご来場いただきますようお願い申しあげます。当日に発熱等の症状がある場合は、出席をご遠慮ください。

【当社の対応について】

- ・会場の座席は通常より間隔を広げて設置いたします。座席数に限りがございますので、満席の際は入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入り口に検温装置やアルコール消毒用品等を備え付けますのでご希望の方はご利用ください。
- ・株主総会にご出席された株主様へのお土産のご用意はございません。

なお、今後の状況変化により、上記対応を変更する場合がございます。その際は、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.masaru-co.jp/>）にて変更事項の案内をさせていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2023年12月25日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

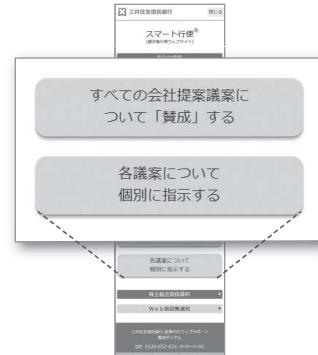


- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に 限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



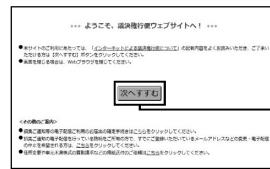
※議決権行使書はイメージです。

書面とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2** 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。

※操作画面はイメージです。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第68期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと位置づけ、業績に裏付けされた利益配分を安定的且つ継続的に行なうことを基本に、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金140円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は123,373,320円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年12月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	新任 なか じま ひと み 中島 一三 (1956年12月13日生)	1984年7月 当社入社 2011年4月 管理本部総務課次長 2014年10月 工事管理部部長 2015年10月 協力会社育成室部長 2018年4月 安全環境部部長（現任）	一株
【監査役候補者とした理由】			
中島一三氏を監査役候補者とした理由は、当社入社以来、現業部門から管理部門まであらゆる部門を経験して修得した見識により実務的な視野からも、リスク管理面の監査をいただきたいためであります。			
2	しば たに あきら 柴谷 晃 (1955年9月27日生)	1983年4月 判事補任官 1991年4月 弁護士登録 1993年6月 新八重洲法律事務所設立（現任） 1998年6月 当社社外監査役（現任） 2004年4月 駒澤大学法科大学院 特任教授（現任） 2012年1月 株式会社日本ハウスホールディングス 社外取締役（現任）	200株
【社外監査役候補者とした理由】			
柴谷晃氏を監査役候補者とした理由は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためであります。			
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			
3	新任 いし ど よし つぎ 石戸 喜二 (1950年2月23日生)	1983年1月 東陽監査法人入社 1984年8月 公認会計士登録 1984年12月 石戸公認会計士事務所設立（現任） 2002年6月 税理士登録 2018年8月 東陽監査法人代表社員就任 東陽監査法人退社	1,300株
【社外監査役候補者とした理由】			
石戸喜二氏を監査役候補者とした理由は、監査法人の業務執行社員として多くの上場企業の会計監査に携わってこられた豊富な経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 石戸喜二氏の所有する当社の株式数は、同氏が代表取締役を務める株式マクサルトが保有する株式数も含んでおります。
 3. 柴谷晃氏及び石戸喜二氏は、社外監査役候補者であります。

4. 柴谷晃氏が当社の監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、25年6ヶ月であります。
5. 当社は柴谷晃氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10,000千円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、柴谷晃氏の再任が承認された場合には、同氏と当該契約を継続する予定であります。また、中島一三氏及び石戸喜二氏の選任が承認された場合には、同様の限定責任契約を締結する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の22頁に記載のとおりであります。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、柴谷晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。柴谷晃氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、石戸喜二氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

(ご参考) 役員のスキル・マトリックス

選任候補	現役位 (監査役は 候補者)	氏 名	企業経営 経営戦略	財務・会計 資本政策	コンプライ アンス リスク管理 ・法務	人事・人材	マーケ ティング 戦略	技術開発 戦略
	代表取締役 会長	苅谷 純	○	○	○	○		
	代表取締役 社長	勝又 健	○		○	○	○	
	取締役 副社長	操上 悅郎	○				○	○
	専務取締役	山崎 栄一郎	○			○	○	
	取締役	近藤 雅広		○	○	○		
	取締役	高橋 聰一郎					○	○
	取締役	野口 修					○	○
	取締役	蛭子屋 新一					○	○
	社外取締役	七海 覚			○		○	
	～監査役～							
常勤監査役	安全環境部 部長	中島 一三			○			○
社外監査役	社外監査役	柴谷 晃			○			
社外監査役		石戸 喜二		○				

(注) 当社は、取締役会の構成を定めるに当たり、経営環境や事業特性等に応じて取締役の有するスキル等を適切な形で組み合わせることとしております。上記は、当社の経営計画に照らし、各取締役が自ら備えるべきスキル等を特定した上で、その知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスであります。

事 業 報 告

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、ロシアのウクライナ侵攻が要因となり発生した国際商品相場高騰や世界的な物価上昇に加え、昨年来の大幅な円安が続き、物価が約40年ぶりとなる高い上昇率となりました。この輸入物価上昇を背景とするコストプッシュ型インフレは我が国のデフレ脱却のきっかけとなりました。インフレにより実質賃金が低下する中、政府の要請もあり、今年の春闘では約30年振りとなる賃上げ率となりました。今年5月には新型コロナ感染症が5類感染症へ移行、インバウンド需要も回復し、サービス業、小売業の景況感は改善傾向を強めました。また、大企業の製造業は自動車生産の回復もあり、業績が改善する等、日本経済は緩やかな回復軌道にあります。

建築業界では、当連結会計年度のゼネコン大手50社の建築受注が、大幅に回復した前年に比べ0.9%増の11兆4,671億円と横ばいでしたが、首都圏の大規模再開発や物流センター新設、地方での大型工場投資等により引き続き好調に推移しました。また、2023年8月末時点での手持ち工事高は約16.5ヶ月分となる21兆2,973億円と昨年同月比5.3%増となりました。首都圏の非居住用建物の着工床面積は約1,030万m²と前年同期間比で約18.6%減少し、工事費予定額は約3兆1,573億円と前年同期間比で約4.9%減少しました。一方、労務費、材料費等の価格上昇も背景に、着工時点での工事費予定額平米当たり単価は前年比で約16.9%増加しています。

三鬼商事の調査によると東京ビジネス地区（都心5区／千代田・中央・港・新宿・渋谷区）の9月時点の平均空室率は6.15%と依然高い水準ですが、日本経済新聞社の調査による2023年下期のオフィスビル賃貸料は新築ビル、既存ビルともに下げ止まりの様相を見せてています。エリアごとの差があるものの、通勤利便性やフリーアドレス化等の生産性向上にみあった良質なオフィスへの要求が高まっています。

このような経営環境のなか、2021年10月から2030年9月までの9カ年に及ぶ長期経営計画『～100年選ばれ続ける会社を目指す！～』のもと、急激に変容していく経営環境の中でも永続的な成長ができる総合専門工事会社となることを目指しております。テーマとして、1.「ゼネコン上位10社でのシェアNo.1」、2.「R.O.E 15%」、3.「成長性分野開拓」を最終年度の達成目標として掲げ、SDGsへの取り組みも強化し長期的視野で着実な態勢整備と業務推進により業容の拡大、業績の向上を図っております。

2年目となる当年度における各テーマの推進状況は以下の通りです。

「ゼネコン上位10社でのシェアNo.1」

- ・営業力強化：新たな得意先の獲得、ビジネスマッチングによる直接受注顧客の開拓、技術営業の推進
- ・受注領域拡大：ゼネコンでの新築・改修工事の受注バランス適正化、ゼネコン受注シェアの分散化、首都圏での営業情報の集約化、ワンストップ営業による受注確保

「R○E 15%」

- ・生産性向上：ティール組織確立による最適配置、予実管理の徹底、健康経営への取組み、協力会社との契約書類等電子化
- ・現場力の強化：現場状況把握のパトロールと社員教育強化、プロジェクト情報のオンライン共有化
- ・財務基盤の整備：資産整理によるバランスシート効率化、IR活動への取組み
「成長性分野開拓」
 - ・新たな事業領域への進出、シナジー効果を生む領域開拓、海外事業の模索

新築市場においては受注競争が激しく開発案件ごとに採算性が大きく異なる状況であり、採算性を見極めた受注活動を行う一方、リニューアル市場では積極的な受注活動による収益確保に努め、前年比增收増益となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、受注高は93億90百万円となりました。売上高につきましては86億35百万円となりました。利益につきましては営業利益5億4百万円、経常利益5億22百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3億44百万円となりました。

各事業の業績は、次のとおりであります。

(建設工事業)

売上高は77億36百万円となりました。営業利益につきましては、4億18百万円となりました。受注高につきましては、81億53百万円となりました。

(設備工事業)

売上高は9億円となりました。営業利益につきましては85百万円となりました。受注高につきましては、12億36百万円となりました。

(参考) 当社の事業の状況は次のとおりです。

当期中の主な完成工事及び当期末の主な手持工事（名称を一部簡略化しております。）

	当 期 中 の 主 な 完 成 工 事	当 期 末 の 主 な 手 持 工 事
新築防水工事	GRAND MARINA TOKYO パークタワー勝どきサウス (鹿島建設(株))	(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト (大成建設(株))
	住友不動産東京三田ガーデンタワー (株)大林組	虎ノ門・麻布台地区市街地再開発 事業A街区 (清水建設(株))
	プラウドタワー芝浦 (株)竹中工務店	渋谷駅桜丘口地区再開発A街区 A1棟 (鹿島建設(株))
	虎ノ門ヒルズ ステーションタワー (鹿島建設(株))	JASM新築工事（オフィス棟） 熊本 (鹿島建設(株))
	麻布台ヒルズ ガーデンプラザ (株)大林組	みなとみらい21中央地区53街区 塗膜 (株)大林組
改修工事	恵比寿ガーデンプレイス高層外壁 補修 (鹿島建設(株))	文京グリーンコート センター棟 (鹿島建設(株))
	パシフィックガーデン茅ヶ崎外壁 改修工事 (株)竹中工務店	錦糸町プライムタワー外壁改修 (株)ザイマックス)
	大崎ニューシティー4号館外装 シーリング更新工事 (大成建設(株))	インターフェンチャネル東京ベイ 外壁シール他更新工事 (前田建設工業(株))
	ニューピア竹芝ルミアモール シール改修 (株)東京テレポートセンター	国際基督教大学理学館改修工事 (株)竹中工務店)
	イオンタワー外壁改修工事 (鹿島建設(株))	明治京橋ビル外壁シール更新工事 3工区 (大成建設(株))
直接受注工事	ライオンズ東久留米大規模修繕工事 (管理組合)	パティオス2番街 第2回大規模 修繕工事 (管理組合)
	ノーベルコート大規模修繕工事 (施主直)	東陽駅前ビル改修工事1期 (施主直)
	ロゼオ水戸HC棟屋上防水更新工事 (施主直)	パストラル石井外壁修繕工事 (施主直)

受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
新 築 防 水 工 事	2,980,430	3,374,338	3,489,335	2,865,433
改 修 工 事	1,667,820	2,677,776	2,696,876	1,648,720
直 接 受 注 工 事	780,444	2,101,817	1,550,224	1,332,038
合 计	5,428,695	8,153,933	7,736,436	5,846,192

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

- ② **設備投資の状況**
該当事項はありません。
- ③ **資金調達の状況**
該当事項はありません。
その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。
- ④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**
該当事項はありません。
- ⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。
- ⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
- ⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第65期 2020年9月期	第66期 2021年9月期	第67期 2022年9月期	第68期 2023年9月期
受注高(千円)	8,167,558	8,103,641	7,997,465	9,390,305
売上高(千円)	11,409,253	7,794,170	6,959,599	8,635,485
経常利益(千円)	643,147	418,451	232,940	522,105
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	417,824	321,656	191,409	344,757
1株当たり当期純利益(円)	481.72	369.24	218.58	391.73
純資産(千円)	4,157,546	4,372,407	4,453,227	4,754,099
総資産(千円)	7,639,877	7,416,210	6,544,767	7,540,025

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第67期連結会計年度の期首から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第65期 2020年9月期	第66期 2021年9月期	第67期 2022年9月期	第68期 2023年9月期
受注高(千円)	7,622,790	6,941,458	7,215,911	8,153,933
売上高(千円)	10,729,351	6,900,149	6,160,611	7,736,436
経常利益(千円)	577,629	323,697	164,563	450,308
当期純利益(千円)	372,455	221,971	156,393	304,239
1株当たり当期純利益(円)	429.41	254.81	178.60	345.70
純資産(千円)	3,984,891	4,100,067	4,145,872	4,406,226
総資産(千円)	6,985,579	6,756,710	6,113,173	6,824,505

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第67期事業年度の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社マサルファシリティーズ	90,000千円	100%	空調・冷暖房・給排水等の 設備工事

(4) 対処すべき課題

当社グループは以下の3点を主な対処すべき課題と認識しております。

- ① 営業力強化
- ② 生産性向上
- ③ 成長性分野への進出

これらの経営課題に対して、以下の経営施策を着実に実行し、業容拡大、収益確保を図ってまいります。

- ① 営業力強化：差別化した提案営業、ワンストップ営業、新規得意先開拓
- ② 生産性向上：ティール組織確立による最適配置、予実管理の徹底、
現場サポート体制構築とDX推進
- ③ 成長性分野への進出：新たな事業領域への進出、シナジー効果を生む領域開拓

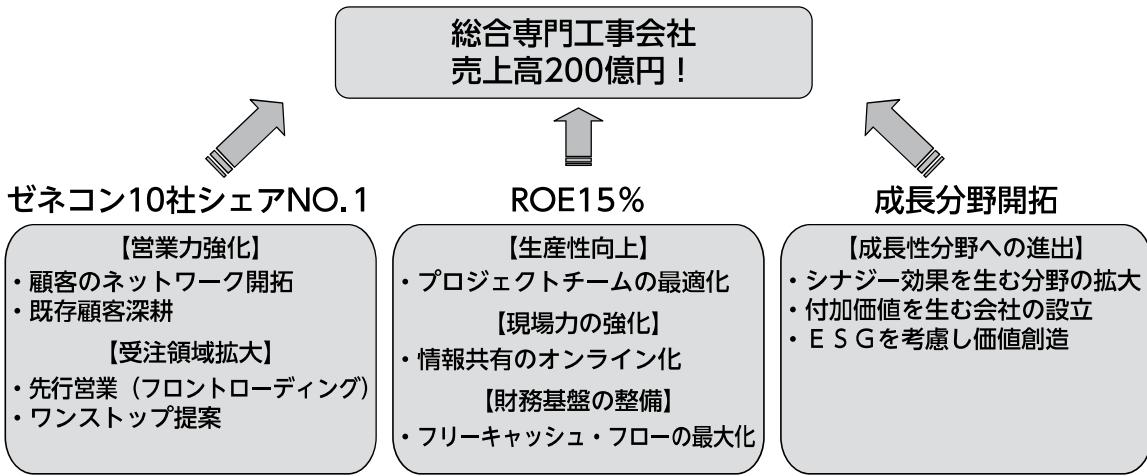
更に、長期経営計画方針に基づき、企業価値を向上させるべく戦略的に「成長—Growth」を目指すと同時に、持続的な成長ができるよう内部統制を充実させ「健全化—Soundness」を堅持すべく、コンプライアンスの徹底、モニタリングの強化を図る等、全てのステークホルダーから信頼を得られるよう鋭意努力してまいります。

(5) 長期経営計画について

長期経営計画（2021年10月～2030年9月）を策定し、スタートしております。

長期経営計画方針（2021年10月～2030年9月） ～ 100年選ばれ続ける会社を目指す！～

株式会社マサルグループは、経営理念に基づき社会的責務を果たすべく、S D G sへの取り組みも強化し、全てのステークホルダーから信頼され、持続的に成長、発展する企業を目指します。長期経営計画では挑戦的な3つのテーマを掲げ、長期的視野で着実な体制整備と業務推進により業容の拡大、業績の向上を図り、100年選ばれ続ける会社を目指します。



(6) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

建設工事業 新築防水工事
 改修工事
 直接受注工事

設備工事業 空調・冷暖房・給排水等の設備工事

(7) 主要な営業所及び工場 (2023年9月30日現在)

本社 東京都江東区佐賀一丁目9番14号
 営業所 第1営業部 (東京都江東区)
 第2営業部 (東京都江東区)
 たてもの改装部 (東京都江東区)
 横浜営業所 (神奈川県横浜市)
 (株)マサルファシリティーズ 東京都大田区蒲田三丁目23番7号

(8) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設工事業	133名	5名増
設備工事業	21名	1名増
合計	154名	6名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
133名	5名増	46.0歳	12.1年

(9) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	168,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	80,846
株式会社名古屋銀行	53,800
日本生命保険相互会社	12,500

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年9月30日現在）

① 発行可能株式総数	3,460,000株
② 発行済株式の総数	901,151株
③ 株主数	1,210名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 操 上	145,000株	16.45%
化 研 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	43,100	4.89
マ サ ル 協 力 企 業 持 株 会	41,540	4.71
刈 谷 純	26,545	3.01
野 口 興 産 株 式 会 社	26,420	3.00
日 本 生 命 保 險 相 互 会 社	25,840	2.93
株 式 会 社 刈 谷	24,900	2.83
マ サ ル 従 業 員 持 株 会	22,505	2.55
シ ー カ ・ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	16,300	1.85
勝 又 健	15,900	1.80

(注) 1. 当社は自己株式（19,913株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	2,800株	7名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3) ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	苅 谷 純	
代表取締役社長	勝 又 健	(株)マサルファシリティーズ 常務取締役
取締役副社長	操 上 悅 郎	営業統括担当
専務取締役	山 崎 栄一郎	社長室長 (株)マサルファシリティーズ 代表取締役社長
取締役	近 藤 雅 広	管理本部長 兼 内部監査室長 兼 ウェルネス推進室担当 (株)マサルファシリティーズ 監査役
取締役	高 橋 聰一郎	営業推進室長 兼 安全環境部担当 兼 横浜営業所担当
取締役	野 口 修	技術本部本部長 兼 品質管理室長 兼 営業推進室部長
取締役	蛭子屋 新 一	営業推進室部長 兼 生産計画部長
取締役	七 海 覚	行政書士 七海覚行政書士事務所 代表
常勤監査役	大 木 信 雄	
監査役	近 藤 忠 憲	税理士 近藤会計事務所 所長
監査役	柴 谷 晃	弁護士 新八重洲法律事務所 (株)日本ハウスホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 取締役七海覚氏は社外取締役であります。
 2. 監査役近藤忠憲氏及び監査役柴谷晃氏は社外監査役であります。
 3. 常勤監査役大木信雄及び監査役近藤忠憲氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 　・常勤監査役大木信雄氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
 　・監査役近藤忠憲氏は、税理士の資格を有しております。
 4. 監査役柴谷晃氏は、弁護士の資格を有しており企業法務等に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役七海覚氏、監査役近藤忠憲氏及び柴谷晃氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

6. 当事業年度末日の翌日以降における担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
操 上 悅 郎	営業統括担当	成長性分野担当 兼 新子会社準備室長	2023年10月1日
近 藤 雅 広	管理本部長 兼 内部監査室長 兼 ウェルネス推進室担当 (株)マサルファシリティーズ 監査役	管理部門・IR・ウェルネス推進担当 管理本部長 兼 内部監査室長 兼 ウェル ネス推進室担当 (株)マサルファシリティーズ 監査役	2023年10月1日
高橋 聰一郎	営業推進室長 兼 安全環境部担当 兼 横浜営業所担当	営業・安全統括担当 営業推進室長 兼 安全環境部担当	2023年10月1日
野 口 修	技術本部本部長 兼 品質管理室長 兼 営業推進室部長	技術・品質統括 技術本部本部長 兼 品質管理室長 兼 営業推進室部長 (施主設計担当)	2023年10月1日
蛭子屋 新一	営業推進室部長 兼 生産計画部長	営業推進室副部長 (営業情報分析担当)	2023年10月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10,000千円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。ただし、当該保険契約は被保険者の業務の適正のための免責金額が設定されており、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります。

被保険者の範囲は以下のとおりであります。

- ・ 取締役、監査役
- ・ 執行役員
- ・ 会社法上の重要な使用人

なお、その保険料については全額会社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年11月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬につきましては、取締役会において報告される年間の業務執行内容等を参考にした評価を任意の報酬委員会に諮問し、その答申を受け役位ごとに個々の固定報酬額を決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動型報酬制度につきましては、取締役の報酬と業績等との連動を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることにも繋がると考え導入しております。業績連動報酬の額、算定方法につきましては、取締役会の諮問を受けた任意の報酬委員会の答申を尊重して決議される「マサルグループ取締役・執行役員業績連動型報酬制度」において定められております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株式報酬制度につきましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。個々の付与株数、譲渡制限解除時期等の個別契約内容の詳細については取締役会で決定いたします。

d. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は毎月支給しております。業績連動報酬を支給する場合は、年1回、12月に支払います。非金銭報酬等である譲渡制限付株式は、定時株主総会後の取締役会において詳細を決議し、毎年一定の時期に支給いたします。

e. 報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された限度額の範囲内で、任意の報酬委員会に諮問し、その答申を尊重して取締役会で決定されております。なお、報酬委員会は代表取締役社長及び管理本部長並びに独立役員で構成されております。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	181,180 (4,200)	125,853 (4,200)	46,944 (-)	8,383 (-)	9 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,400 (7,200)	14,400 (7,200)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	195,580 (11,400)	140,253 (11,400)	46,944 (-)	8,383 (-)	12 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績運動報酬についての指標は、個別決算における業績運動報酬計上前の経常利益を基準としております。これは当該基準が当社グループにおける親会社及び連結子会社の経営責任を明確にし、各社毎の業績及び収益力を最も端的に示すと判断したからであります。単体ベースで計算された各自の業績運動報酬の総額については、親会社・子会社での勤務割合によって按分支給することとし、業績運動報酬の合計額は、子会社取締役及び取締役兼執行役員を含む全体で、100,000千円を上限といたします。また、取締役及び取締役兼執行役員の報酬等（子会社取締役及び取締役兼執行役員を含む）の合計金額は240,000千円を超えないものとしておりますため、報酬等の合計が240,000千円を超える場合においては、上限金額の範囲内で合理的に業績運動報酬を支給するものといたします。当事業年度における当該業績運動報酬に係る業績指標の実績については、500,554千円であります。
3. 非金銭報酬等の総額は当事業年度に費用計上した額であります。内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2008年6月開催の第52回定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。
なお、2017年12月開催の第62回定時株主総会において当該報酬限度額の範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として年額15,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月開催の第52回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役	七 海 覚	七海覚行政書士事務所	代表
監査役	近 藤 忠 憲	近藤会計事務所	所長
監査役	柴 谷 晃	新八重洲法律事務所 (株)日本ハウスホールディングス	弁護士 社外取締役

(注) 社外取締役及び社外監査役の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 七 海 覚		当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 建設業における長年の経験と豊富な知識を活かし、客観的で広範かつ高度な視野から公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 近 藤 忠 憲		当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。 税理士として主に会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 柴 谷 晃		当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。 弁護士として主に法務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 M o o r e みらい監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出拠出などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。不再任については特に定めておりません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

募集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	5,909,531	流動負債	2,640,669
現金及び預金	1,868,051	支払手形・工事未払金	611,565
受取手形	64,830	電子記録債務	409,674
契約資産	822,956	1年内返済予定の長期借入金	213,750
完成工事未収入金	1,443,566	未払法人税等	218,660
電子記録債権	330,786	契約負債	750,682
未成工事支出金	1,087,106	リース債務	1,581
材料貯蔵品	12,253	賞与引当金	152,320
その他の	281,237	役員賞与引当金	56,045
貸倒引当金	△1,257	完成工事補償引当金	8,471
固定資産	1,630,494	工事損失引当金	45,917
有形固定資産	1,044,463	その他の	171,999
建物	640,401	固定負債	145,256
機械装置	599	長期借入金	101,396
工具器具・備品	2,839	リース債務	2,240
土地	399,007	長期未払金	41,620
リース資産	1,615	負債合計	2,785,926
無形固定資産	12,397	純資産の部	
ソフトウェア	10,191	株主資本	4,755,158
リース資産	2,206	資本金	885,697
投資その他の資産	573,633	資本剰余金	1,265,032
投資有価証券	97,150	利益剰余金	2,663,131
保険積立金	299,409	自己株式	△58,702
繰延税金資産	107,103	その他の包括利益累計額	△1,059
その他の	142,320	その他有価証券評価差額金	△1,059
貸倒引当金	△72,350	純資産合計	4,754,099
資産合計	7,540,025	負債純資産合計	7,540,025

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金額
完 成 工 事 高	8,635,485
完 成 工 事 原 価	6,899,787
完 成 工 事 総 利 益	1,735,697
販売費及び一般管理費	1,231,279
營 業 利 益	504,418
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	119
受 取 配 当 金	1,720
技 術 指 導 料	10,052
受 取 賃 貸 料	4,091
そ の 他	3,518
	19,501
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,798
そ の 他	15
	1,814
經 常 利 益	522,105
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	203
	203
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	522,309
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	234,509
法 人 税 等 調 整 額	△56,958
当 期 純 利 益	177,551
親会社株主に帰属する当期純利益	344,757
	344,757

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	4,997,793	流動負債	2,273,021
現金及び預金	1,165,615	支払手形	5,600
受取手形	64,670	電子記録債務	409,674
電子記録債権	328,586	工事未払金	545,848
完成工事未収入金	1,431,969	1年内返済予定の長期借入金	203,742
契約資産	681,031	未払金	72,484
未成工事支出金	1,036,625	未払費用	24,048
材料貯蔵品	12,253	未払法人税等債務	195,963
その他の	278,298	契約負債	524,694
貸倒引当金	△1,257	リース債務	1,581
固定資産	1,826,712	賞与引当金	129,320
有形固定資産	1,008,402	役員賞与引当金	46,944
建物	611,242	完成工事補償引当金	8,471
機械装置	502	工事損失引当金	45,917
工具器具・備品	2,377	その他の	58,731
土地	392,666	固定負債合計	145,256
リース資産	1,615	長期借入金	101,396
無形固定資産	12,205	一時ス債務	2,240
ソフトウェア	9,999	長期未払金	41,620
リース資産	2,206	負債合計	2,418,278
投資その他資産	806,103	純資産の部	
投資有価証券	97,150	株主資本	4,407,286
関係会社株式	255,844	資本金	885,697
保険積立金	295,375	資本剰余金	1,265,032
繰延税金資産	92,481	資本準備金	1,261,600
その他の	137,602	その他の資本剰余金	3,432
貸倒引当金	△72,350	利益剰余金	2,315,258
資産合計	6,824,505	利益準備金	93,000
		その他利益剰余金	2,222,258
		別途積立金	291,508
		繰越利益剰余金	1,930,750
		自己株式	△58,702
		評価・換算差額等	△1,059
		その他有価証券評価差額金	△1,059
		純資産合計	4,406,226
		負債純資産合計	6,824,505

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高	7,736,436
完 成 工 事 原 価	6,165,568
完 成 工 事 総 利 益	1,570,867
販売費及び一般管理費	1,152,096
營 業 利 益	418,771
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	113
受 取 配 当 金	15,400
技 術 指 導 料	10,052
受 取 賃 貸 料	4,091
そ の 他	3,467
	33,124
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,571
そ の 他	15
	1,587
經 常 利 益	450,308
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	203
税 引 前 当 期 純 利 益	450,511
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	202,003
法 人 税 等 調 整 額	△55,730
当 期 純 利 益	146,272
	304,239

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社マサル
取締役会 御中

M o o r e みらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 浅 井 清 澄
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 丸 山 清 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マサルの2022年10月1日から2023年9月30までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マサル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社マサル
取締役会 御中

Moor eみらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 浅 井 清 澄
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 丸 山 清 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マサルの2022年10月1日から2023年9月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務等の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びMōoreみらい監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mori eみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mori eみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月21日

株式会社マサル 監査役会
常勤監査役 大木信雄 印
社外監査役 近藤忠憲 印
社外監査役 柴谷晃 印

以上

株主総会会場ご案内図



日 時

2023年12月26日(火曜日)
午前10時(開場：午前9時30分)

会 場

東京都江東区佐賀1-9-14
マサル本社ビル
株式会社マサル本社

交通のご案内

東西線／大江戸線 門前仲町駅
…3番出口より徒歩約10分

半蔵門線 水天宮前駅
…2番出口より隅田川大橋方面へ徒歩約10分

日比谷線／東西線 茅場町駅

…4b出口より永代橋方面へ徒歩約12分

都営バス／東京駅

…丸の内北口から錦糸町駅前行きに乗車
(東20又は東22)
乗車時間：約14分
「佐賀一丁目」下車徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。